

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社を中核とする京阪グループは、「人の暮らしに夢と希望と信頼のネットワークを築いて、快適な生活環境を創造し、社会に貢献します。」を経営理念とし、運輸業を基幹としたライフステージネットワークを展開する中で地域社会やお客さま、株主の皆様を大切にするとともに、法令・社会規範の遵守や環境保全・資源保護への配慮といった企業としての社会的責任を果たし、当社グループを取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応えることをめざし、効率的かつ適正な企業運営の推進に努めております。

当社では、取締役会を経営機構の中心に据え、グループ会社を含めた経営戦略および重要な業務執行の決定ならびに監督をおこなうとともに、業務執行の局面では執行役員制度を導入して経営統括部門および当社グループの各事業を4つに区分した事業群(運輸、不動産、流通、レジャー・サービス)に執行役員を配置し、その迅速化を図っております。また監査役会を設置し、企業法務および会社経営の経験者である社外監査役を選任するなど、監査体制の充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中央三井信託銀行	22,587,000	3.99
日本生命保険相互会社	19,889,989	3.51
株式会社三井住友銀行	14,714,775	2.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,709,000	1.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,054,000	1.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,818,004	1.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(住友信託銀行再信託分・阪急電鉄株式会社退職給付信託口)	5,367,000	0.95
株式会社みずほコーポレート銀行	5,300,000	0.94
三井生命保険株式会社	5,267,000	0.93
株式会社竹中工務店	5,124,000	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、鉄軌道事業を主たる事業としている京福電気鉄道株式会社(京都市)を上場子会社として有しており、同社は大阪証券取引所市場第二部に上場しております。当社といたしましては、同社の上場会社としての独立性に配慮しながら、グループ会社の1社として、必要に応じて財務、技術等の支援をおこなっております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佃 和夫	他の会社の出身者				○	○				○
北 修爾	他の会社の出身者					○				○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
佃 和夫	○	三菱重工業株式会社 代表取締役会長	経営者としての豊富な経験および卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その経験および識見を当社の経営および職務執行の監督に活かしていただくため選任しております。なお、同氏は、独立性を阻害するおそれがあると証券取引所が判断する要件のいずれにも該当していません。
北 修爾	○	阪和興業株式会社 代表取締役会長	経営者としての豊富な経験および卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その経験および識見を当社の経営および職務執行の監督に活かしていただくため選任しております。なお、同氏は、独立性を阻害するおそれがあると証券取引所が判断する要件のいずれにも該当していません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の数	5名
監査役の数 更新	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は会計監査人の監査および監査後の講評に随時立会(平成22年度は9回)するとともに、中間期と期末の年2回、決算業務後に会計監査人と決算検討会を開催し相互に監査情報を交換しております。特に会計監査人により提出される監査報告書に関しては、社外監査役を含めた各監査役に対して入念な説明がおこなわれるなど、十分な連携が確保できております。

また、当社は内部監査部門として監査内部統制室を設置しており、常勤監査役と監査内部統制室とは月1回定期的に連絡会を開催しております。連絡会において監査内部統制室は前月に実施した内部監査の状況を報告し、相互に監査対象部門についての意見交換をおこなっております。また、監査内部統制室が作成した内部監査報告書はすべて常勤監査役に回付しており、十分な連携を確保しております。このほか、年間の内部監査体制や日程などにつきましては、前年度末に別途協議、報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
家近 正直	弁護士				○				○	
上野 至大	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
家近 正直	○	——	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験および卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その経験および識見を当社の監査に活かしていただくため選任しております。 なお、同氏は、独立性を阻害するおそれがあると証券取引所が判断する要件のいずれにも該当していません。
上野 至大	○	——	経営者としての豊富な経験および卓越した識見を有しておられ、このような知見に立脚した独立の立場で社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、その経験および識見を当社の監査に活かしていただくため選任しております。 なお、同氏は、独立性を阻害するおそれがあると証券取引所が判断する要件のいずれにも該当していません。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

会社業績として当期純利益および1株当たりの年間配当金額を、個人業績として経営計画の達成状況を指標として報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成22年度におきましては、取締役8名に対して249百万円(うち社外取締役2名 14百万円)、監査役5名に対して64百万円(うち社外監査役3名 21百万円)の報酬を支払っております。

なお、上記のほか、平成16年6月開催の第82回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金支給決議に基づき、平成23年6月21日任期満了により退任した取締役1名に対し、退職慰労金8百万円を支給いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、内規の定めに従い、基本報酬および業績報酬(1株当たり当期純利益と配当額の組合せにより決定される会社業績連動報酬と個人業績連動報酬より構成)により構成することとしております。なお、報酬の一部を役員持株会に拠出し、当社株式の取得に充当することとしております。社外取締役の報酬は、内規の定めに従い、定額報酬としております。

また、報酬内容の決定に関する方針および各人別の報酬の額については、委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」の答申を受け、取締役会が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたり事前に議案書を社外取締役および社外監査役に送付するなど社外取締役および社外監査役に対して必要な情報伝達をおこなっております。また、監査役室を設けており、管理職3名が社外監査役の監査業務のサポートにあたっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会を経営機構の中心に据え、これを原則として月1回開催してグループ会社を含めた経営戦略および重要な業務執行の決定ならびに監督をおこなうとともに、業務執行の局面では執行役員制度を導入して経営統括部門および当社グループの各事業を4つに区分した事業群(運輸、不動産、流通、レジャー・サービス)に執行役員を配置し、その迅速化を図っております。

取締役会の下には、グループの経営戦略等を審議する「経営会議」を、また、各事業の業務執行の報告等をおこなう「役員ミーティング」をそれぞれ設置して、これらを原則として毎週1回開催し、その審議内容を適宜取締役会に報告しております。

また、取締役会の監督機能強化の観点から、社外取締役2名を選任するとともに、取締役および執行役員の人事・報酬の決定の透明性の向上の観点から、取締役会の諮問機関として、委員会設置会社における指名委員会および報酬委員会と同様、委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」を設置し、これらの事項について審議した上で取締役会に答申しております。

さらに、前記「監査役関係」「会社との関係(2)当該社外監査役を選任している理由」のとおり、監査役4名のうち2名を社外監査役とし、企業法務および会社経営の経験者を選任するほか、後記の取組みをおこなうなど、監査役の機能強化に努めております。

当社での内部監査は、監査内部統制室が担当しており、策定した年度計画に基づき、室長以下14名の監査担当者が分担して、社内の各部とグループ会社の内部統制を中心とした業務全般について実施しております。監査結果は監査報告書として社長・監査役に報告されるとともに統括責任者へ通知されており、被監査部門・会社に対しては業務改善に向け具体的助言・勧告をおこなっております。

監査役会は原則として毎月1回開催し、監査の基本方針や監査計画等重要事項の決定および監査実施内容の共有化等をおこなっております。

また、監査役監査は監査役会が策定した年度計画に基づき監査役4名全員でおこなっております。監査内容につきましては、常勤監査役2名においては取締役会・役員ミーティングへの出席や重要書類閲覧、内部監査・会計士監査への立会、各部長・グループ会社社長からのヒアリングなどを通じて、非常勤の社外監査役2名においては取締役会への出席および会計監査人や常勤監査役による監査の結果報告受領のほか、各々の専門の観点による詳細の調査などを通じて、それぞれ取締役の業務執行監査をおこなうものであり、結果を監査役会に報告しております。

さらに監査役会および監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するほか、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、代表取締役との相互認識を図っております。

監査基準につきましては、監査役監査基準には監査役職責や職務執行のための監査実施基準と行動の指針として経営上のリスクその他会社固有の環境に配慮する旨を、また内部監査規程には業務の遂行状況を合理性の観点から検討・評価する旨を定めております。なお、監査役会および監査役の監査補助の担当部門として監査役直轄の組織である監査役室を設置し、3名が業務にあたっております。同室員(監査役スタッフ)の異動、評価その他の人事については、監査役の意見を徴し、これを尊重しております。

内部監査・監査役監査・会計監査人監査の三様監査の連携については、会計監査人監査の結果を監査内部統制室およびグループ会社監査役が追跡調査したり、定期的に内部監査の結果報告を監査役に対しておこなうなど緊密におこなっております。特に第2四半期会計期間後と事業年度後には三者間で監査意見や情報の交換をおこない、以降の監査機会に活用しております。

監査内部統制室は経営統括室経営政策担当ほか内部統制部門に対して、内部監査・会計監査人監査の結果報告を定期的におこなっております。また、監査役は内部統制部門より、定期的に業務の執行状況について報告を受けております。

会計監査につきましては、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は田原信之、西原健二、平岡義則であり、新日本有限責任監査法人に

所属しております。なお、3名とも継続監査期間は7期以内であります。
このほかに当社の会計監査業務に係る担当者は、公認会計士13名、その他の監査従事者17名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は現在、取締役7名のうち2名は独立性を有する社外取締役を選任しており、また監査役についても4名のうち2名は独立性を有する社外監査役を選任しております。これら社外取締役および社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現していることから、当社は現状のコーポレート・ガバナンス体制が有効に機能していると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成23年6月開催の定時株主総会招集通知は、開催日の21日前(平成23年5月31日)に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成22年度の定時株主総会は、第一集中日の平成23年6月29日を避け、平成23年6月21日に開催いたしました。
その他	定時株主総会における招集通知を、当社ホームページ(http://www.keihan.co.jp/)のIR情報のページにおいて公開しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回(第2四半期および年度決算発表時)説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.keihan.co.jp/ir/ 決算短信、株主通信、決算説明会資料および決算情報以外の適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社におけるIR担当部署は、経営統括室経営政策担当であります。なおIR担当役員は執行役員の太刀川克己、IR事務連絡責任者は経営統括室経営政策担当部長の前田佳彦であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの経営理念体系中の「経営姿勢」におきまして、「地域社会、顧客、株主、社員を大切にします」と定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動につきましては、当社は平成16年3月にISO14001の認証を取得しました。CSR活動につきましては、「京阪グループCSR委員会」を設置し、社会全体や全てのステークホルダーからバランス良く価値を認められる品格のある経営をめざしております。また、平成16年より環境報告書を、平成19年からは内容を拡充したCSR報告書を作成し、当社ホームページ(http://www.keihan.co.jp/)の企業情報のページにおいて公開しております。さらに、平成19年11月に「京阪電車お客さまセンター」を開設し、CS推進を重要課題と位置づけ、さらなるサービス向上に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループの「行動憲章」におきまして、「すべてのステークホルダーに必要な情報を適時・適切に開示します」と定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社を中核とする京阪グループは、「経営理念」を誠実に実践して社会に貢献するとともに、運輸業を基幹としたライフステージネットワークを展開するという特性から、安全輸送の完遂を経営の基本としております。また、更なる経営の品格向上をめざして、経営理念の下に「経営姿勢」ならびに「行動憲章」を定め、法令および社会規範を遵守するとともに高い倫理を保ち、責任ある行動をとる旨を謳っております。このような当社グループの社会的責任を積極的に果たしていくため、「京阪グループCSR委員会」を平成17年7月に設置するとともに、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制(内部統制)の整備を推進し、その整備状況を検証して実効性を高めるため、平成18年6月同委員会の下に「内部統制委員会」を設置しましたほか、次の取組みをおこなっております。

(1) コンプライアンス体制の整備状況

・「京阪グループCSR委員会」の下に「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」を設置するとともに、コンプライアンス推進組織として当社各部署およびグループ各社にコンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進担当者を選任しております。
・「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」とコンプライアンス推進組織との間でコンプライアンスリスクに関する情報の相互提供をおこなうことにより、法令違反の未然防止および再発防止を図っております。
・「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」は、階層別研修などの機会を通じてコンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し従業員のコンプライアンス知識の向上を図っております。
・財務報告に係る内部統制につきましては、グループ各社の経理担当者や日常的な連携を保つとともに、連結財務諸表作成に際して連絡会を開催して留意事項などを周知しておりますほか、グループ各社を含む業務の文書化・評価を進めるなどその整備を進めております。また、統合会計システムの導入を進めることにより、数値管理の強化を図っております。
・当社およびグループ各社の役員、社員およびその他の従業員を対象に、「コンプライアンス・ホットライン」を開設し、通報を受けた情報につき事実関係の調査をおこない、当社各部署およびグループ各社に必要な対策を講じさせております。

(2) リスク管理体制の整備状況

・「危機管理規程」を制定し、危機情報の収集・管理・報告・公開、危機発生時の体制などの整備を図っております。これを受けて当社各部署は、「危機管理規程」に関する細則を定め、具体的な危機に対処する仕組みを整備しております。
・特に鉄道事業においては、鉄道事業法の定めに基づき、運輸業統括責任者を安全統括管理者に選任するとともに「安全管理規程」を制定し、安全管理体制を構築しております。また、安全輸送の確保、非常災害への対処方法などについては、運輸業統括責任者を委員長とする「鉄道保安総合委員会」で幅広く審議しておりますほか、運転保安については「保安監査」を実施して、その結果を社長に報告しております。
・このほか、「京阪グループCSR委員会」の下に「環境マネジメント専門委員会」および「情報セキュリティ専門委員会」を設置し、ISO14001 に適合した環境マネジメントシステムを実施するとともに、情報セキュリティ管理体制を整備しております。

(3) 情報管理体制の整備状況

・「文書取扱規程」に基づき、株主総会・取締役会その他重要な会議の議事録などの関係書類、重要な取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書保存期間類別に従い保存・管理するとともに、その安全管理(漏洩防止)対策の充実を図っております。

(4) 企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備状況

・当社グループ全体の内部統制の整備を進めることにより、当社グループが利益ある成長を実現するための堅固な礎を築くため、「グループ会社管理規程」を制定しております。
・「京阪グループ情報システム戦略」を策定し、当社グループ全体のIT管理体制を確立して、ITに係る業務の適正の確保に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、京阪グループ経営理念の下に定めた行動憲章において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、その排除に取り組むこととしております。

具体的には、反社会的勢力の対応統括部署を経営統括室総務担当とし、不当要求防止責任者および不当要求防止担当者を定めるとともに、「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」におけるコンプライアンス推進組織として選任された当社各部署およびグループ各社のコンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進担当者との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

反社会的勢力から不当要求があった場合、対応統括部署では、必要に応じて当該主管部あるいはグループ各社とともに対策を協議し、警察、弁護士等の外部専門機関と連携しながら、毅然とした態度で対応しております。

また、平素より、反社会的勢力による不当要求に備えて、外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、得られた情報等は必要に応じ、各部署および京阪グループ各社に提供するとともに、各種会議等で周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、いわゆる事前警告型の買収防衛策を導入しております。これは平時において当社株券等を20%以上買い付ける者が遵守すべきルールや、一定の場合に対抗措置として発行を予定する新株予約権の内容を定め、買付者が当該ルールを遵守しない場合や企業価値を侵害する買付である場合は、社外の独立した委員で構成する「企業価値委員会」の勧告(または一定の場合には株主総会の決議)に基づき、対抗措置を講ずることがある旨を事前に公表するものであります。
 買収防衛策の概要につきましては当社のホームページ(<http://www.keihan.co.jp/rightsplan/2009/>)で開示しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、次のとおり会社情報の適時開示に係る社内体制をとっております。

1. 基本的な方針

当社は、京阪グループの内部統制制度を適正に構築して企業情報の信頼性を確保することは、京阪グループの利益ある成長を実現するための礎として必要不可欠であると認識し、法令および証券取引所が定める「有価証券上場規程」等に従い、適時・適切な会社情報の開示をおこなっております。

2. 社内体制の状況

(適時開示等に係る社内規程の整備)

・重要事実に関する情報の管理、重要事実の公表および役職員の株式等の売買その他の取引に際し遵守すべき基本事項について定めることを目的として、「内部者取引の規制および重要事実に係る情報管理に関する規程」を整備しております。

(情報の収集)

・重要な会社情報の収集につきましては、経営上の重要な決定および審議を行う機関である取締役会、経営会議および役員ミーティングといった各会議体の事務局または書記として経営統括室総務担当が関与し、これらの会議体へ提出される議題の収集を通じて、情報取扱責任者である執行役員経営統括室副室長が重要な会社情報を把握しております。

・また、災害等の事実が発生した場合、当該事実について情報を入手した社員は「危機管理規程」に基づいて直ちに経営統括室総務担当部長へ報告することとしておりますほか、子会社に関する重要事実については、「グループ会社管理規程」および当社が子会社等との間で締結している「グループ会社管理契約」に基づき、4つの事業群(運輸、不動産、流通、レジャー・サービス)ごとに設置された子会社の統括部門を通じて経営統括室総務担当へ連絡・報告する体制を整備しております。

(情報の開示)

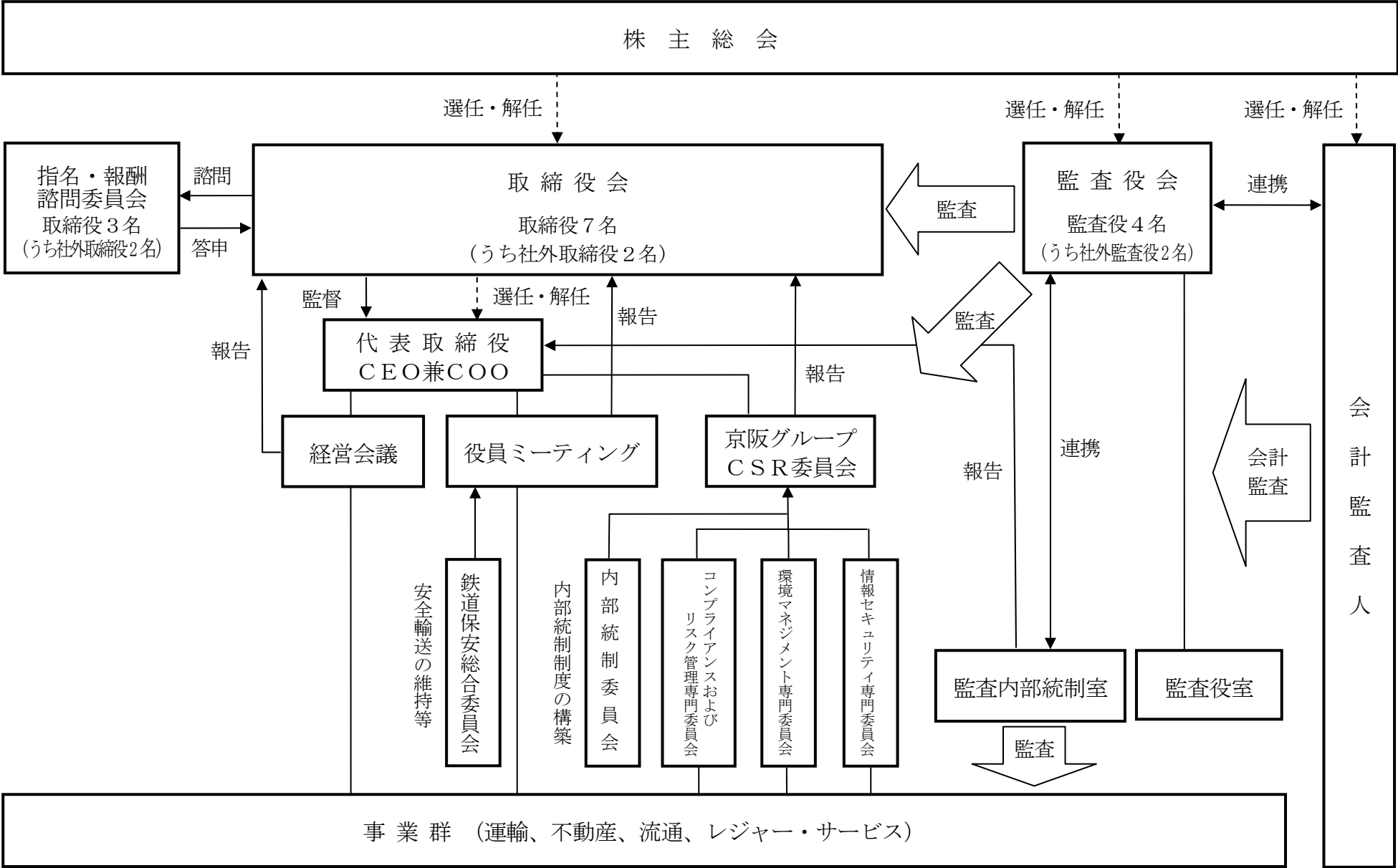
・上記体制により把握した会社情報について、執行役員経営統括室副室長が適時開示に関する規則に定める重要事実への該当性を判断しております。

・重要事実該当すると判断した事項については、執行役員経営統括室副室長は主管部署および経営統括室経営政策担当・経理担当・広報宣伝担当と協議のうえ、決定事実および決算情報については原則として取締役会決議後、発生事実については発生後遅滞なく、証券取引所へ通知いたします。

・また、経営統括室広報宣伝担当部長は重要事実について報道機関へ公表するとともに、必要に応じて当社ホームページにも掲載するなど、会社情報の積極的な開示に努めております。

(啓発活動)

・主にインサイダー取引の未然防止に重点を置いて実施しており、イントラネットにインサイダー取引に関するQ&Aを掲載している他、関係法令や社内規程の改正に合わせて説明会や講習会を適宜開催したり、グループ会社の新任役員や当社新任管理職・係長などを対象とした社内研修を毎年実施しております。



(適時開示に係る社内体制の概略図)

